

専決処分事項（令和4年度東京都東村山市一般会計
補正予算（第4号））の報告

令和4年度東京都東村山市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年11月29日報告

東村山市長 渡部 尚

令和4年度東京都東村山市一般会計補正予算
(第4号) 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度東京都東村山市一般会計補正予算(第4号)を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和4年10月11日専決

東京都 東村山市長 渡 部 尚

令和4年度東京都東村山市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度東京都東村山市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,062,209千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68,397,290千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月11日

東京都東村山市長
渡 部 尚

歳 出

款	項
2 総 務 費	
	1 総 務 管 理 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
8,102,089	1,062,209	9,164,298
6,918,153	1,062,209	7,980,362
67,335,081	1,062,209	68,397,290